

第3節 ミャンマー連邦共和国（Republic of the Union of Myanmar）

社会保障施策

2016年3月に発足した新政権の下、国民中心の発展が目標として掲げられ、教育、保健、農業、財政規律の維持を重視した政策が進められている。

保健分野の取組としては、2016年12月に策定された新しい国家保健計画（National Health Plan 2017-2021）に基づき、国民の約7割を占める農村部における保健・医療サービスの充実を目指し、具体的な取り組みを定めた年次計画が作成されている。具体的には、①保健医療施設への地域的アクセスの確保、②必須保健医療サービス（Essential Package of Health Services: EPHS）の提供、③タウンシップレベルでの保健計画の整備、④保健システム強化を柱とした取組が進められている。また、臨床工学技士をはじめとする医療スタッフの数も少なく医療機器を適切かつ継続して使用することが困難であることから、2018年6月より、日本からの技術支援により、臨床工学技士を育成するための1年コースの新課程を開始している。

1 概要

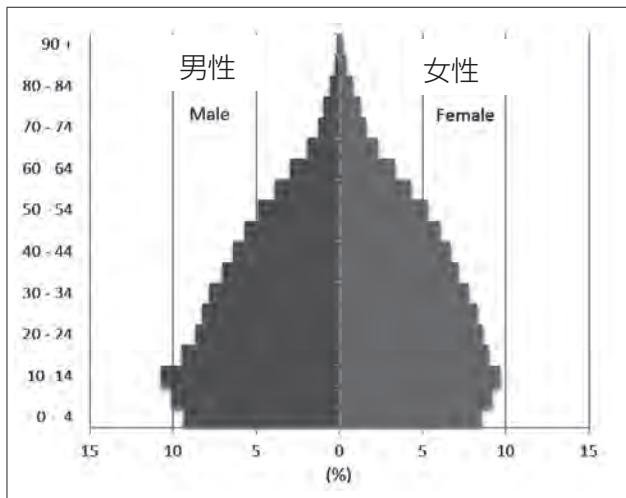
（1）全人口及び生産年齢人口

31年ぶりに実施された2014年の国勢調査では、国内人口は、5,149万人、男女比率は男性48.2%、女性51.8%である。

また、生産年齢人口（15歳～64歳）は全人口の約66%を占めているが、年齢構成図は図5-3-14のとおり、既に「ピラミッド型」から「釣り鐘型」へと移行しつつある。

2019年の国連予測では、65歳以上の人口が総人口に占める割合は、2030年に8.5%、2050年には13.2%になると予測されている。

図 5-3-14 年齢別人口構成図



資料出所：2014年ミャンマー国勢調査

（2）社会保障制度の現状

社会保障法（Social Security Law）に基づく加入労働者に対する制度や、国防省が所管する軍人及びその家族を対象とした制度は存在するが、国民全体に対する公的医療保険制度を含む社会保障制度は存在しておらず、国民全体の約97.2%は社会保障法に基づく社会保障制度に加入していない。

なお、保健・スポーツ省が保健・医療施策全般を所管しているが、社会保障法に基づく医療保障制度は労働・入国管理・人口省が、国軍関係者や家族を対象とする医療保障制度は国防省が、高齢者、障害者、若年者対策は社会福祉・救済復興省がそれぞれ所管している。

イ 社会保障法に基づく医療保障

民間企業及び一部の公務員を対象とした現物・現金給付の公的保険があり、労働・入国管理・人口省傘下の社会保障局（Social Security Board）が所管している。2019年10月末時点における加入者数は、約143万人となっており、2014年の制度運用開始当時（約71万人）から徐々に増加しているものの、全人口の約2.8%に過ぎない。

なお、社会保障法については、加入対象となる事業場・労働者の範囲の狭さや保険料を納付していない被保険者

中
國

韓
國

印
度
ネ
श
亞

馬
來
西
亞

（
ミ
ヤ
ン
マ
ー
）
（
社
會
保
障
施
策
）

菲
律
賓

シ
ン
ガ
ポ
ル

泰
國

の家族に対する保障の適否、給付手続きの効率化、同法に基づき運営されている病院やクリニックのサービスの質の向上等の観点から見直しが検討されている。

□ 国防省が所管する医療保障

国防省所掌の制度に基づき、国軍関係者及び家族のみを対象とし、国防省傘下の医療施設で医療サービスを無料で提供している。

2 社会保障法(The Social Security Law, 2012)に基づく各種制度

(1) 概要

全国民を対象にした医療保険、年金保険制度はなく、2012年に改正された社会保障法 (The Social Security Law, 2012) に、加入労働者に対して各種の給付が規定されている。

社会保障法 (The Social Security Act, 1954) に基づく保険給付は、一般保険給付と労災保険給付の2種類から構成されており、失業保険制度や年金保険制度は存在しなかったが、2012年の改正では、失業保険給付、老齢年金、社会保障公共住宅等の新たな規定が設けられ、労働者保護に資する制度拡充が行われた。

しかし、施行されているのは一部であり、老齢年金等に関する部分については2019年10月現在施行されていない。

未施行のものも含め、社会保障法の内容は以下のとおりとなっている。このうち医療保険制度等の詳細は表5-3-15のとおり。

表 5-3-15 医療保険制度

概要	国民全体に対する公的医療保険制度は存在しておらず、社会保障法 (Social Security Law, 2012) に基づく一部の加入労働者を対象とした医療保険制度があるほか、公的医療機関における診療の際の診察費用や基礎医薬品等医療費の一部が税金により賄われている。	
名称	社会保障法に基づく各種給付制度	医療費の公費負担
根拠法	社会保障法 (Social Security Law, 2012)	—
運営主体	労働・入国管理・人口省 社会保障局 (Social Security Board: SSB)	保健・スポーツ省 (Ministry of Health and Sports)
被保険者資格		全国民
給付対象	加入者 (給付の種類によっては遺族等)	国民本人
給付の種類		保健省管轄の公的病院における診療費の一部が無料 (主に入院患者の検査や、画像診断に係るサービスおよび医薬品は無料) * 民間病院においては全額自己負担。
本人負担割合等	無し	無し
財源	保険料	労・使とともに算定基礎賃金額の2%
	政府負担	—
実績	加入者数	約143万人 (2019年10月時点)
	支払総額	約6,250百万チャット (2016年) (参考) 政府の保健医療関係支出の額: 6,500億チャット (2014年度)

[東南アジア地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向（ミャンマー）]

(2) 適用対象

イ 強制加入

5人以上の労働者（公務員、国際機関、農林水産関係の季節労働者、NGO職員、家事労働者を除く。）を使用する事業主。

同事業主に使用される労働者（有給、無給を問わず実習生も含む。）は、雇用期間の定めの有無に関わらず対象となるが、事業主の同居扶養家族は労働者であっても適用されない。2019年10月末時点の加入者数は約143万人。

なお、加入対象拡大の観点から、現在5人以上の労働者を使用する事業主を対象としているものを3人以上に拡大することや、公務員を加入対象とすることについて検討が行われている。

ロ 任意加入

法律上、5人未満の労働者を使用する事業主、学生、自営業者、農家については任意加入が可能とされているが、現在運用されていない。

(3) 保険料の負担

労働者の月給に基づき、事業主及び労働者が負担し、社会保障法に基づいて設けられた基金¹⁾に支払う保険料が決定される。事業主は、保険料を労働者の給与から控除して、事業主が負担する保険料とともに、同基金に支払う。

(4) 給付内容

イ 健康保険（2014年4月施行済）

(イ) 負傷・疾病の場合

被保険者が負傷し、又は疾病に罹患した際には、病院又は診療所において、無償で医療の提供を受けることができる。また、退職した被保険者についても医療保障を継続して受けることができる。

さらに、被保険者は、最低6ヶ月間事業場で働き、その間、少なくとも4ヶ月間保険料を納めた場合には、負傷又は疾病によって所得が減少又は所得を一時的に失った場合に、過去4ヶ月間の平均賃金の60%の負傷・疾病給付金（Sickness Cash Benefit）を最大26週間受け取ることができる。

■1) 社会保障法に基づく基金は、「労災給付基金」と「社会保障基金（労災以外の各種保障）」に分別して管理されており、社会保障基金は更に、「健康保険給付基金」、「家族支援給付基金」、「就労不能、老齢、遺族給付基金」、「失業保険給付基金」、「社会保障住宅基金」に分けた管理がなされている。

(ロ) 妊娠の場合

被保険者である女性労働者が妊娠した際には病院又は診療所において、無償で医療の提供を受けることができる。

また、被保険者である女性は、最低1年間事業場で働き、その間、少なくとも6ヶ月間保険料を納めた場合には、妊娠給付金（Maternity Benefit）として、産前産後休暇の間、年間の平均賃金の70%を受け取ることができ、出産費用として月額平均賃金の50%を受け取ることができる。

(ハ) 葬儀給付

被保険者が死亡した場合には、過去4ヶ月間の平均賃金の最大5ヶ月分を葬儀費用として、被保険者が指定した者等が受け取ることができる。

□ 家族支援保険制度（2014年4月施行済）

(イ) 教育給付金

最低36ヶ月間保険料を支払い、かつ定められた収入を下回っている被保険者が、正規の就学時間での教育を受けている子を持つ場合には、家族支援給付基金より教育給付金（Education Allowance）を受け取ることができる。

(ロ) 自然災害時における援助

自然災害により、精神的又は肉体的に被害を受けた被保険者とその家族は、無償で医療の提供を受けることができる。また、自然災害の発生又はこれによる具体的被害が生ずるまでの間に最低36ヶ月間保険料を支払っていた場合には、過去1年間の月額平均賃金の40%を一時金や支援物資として受け取ることができる。

ハ 就労不能給付（2014年4月施行済）

被保険者は、病気、妊娠を含むあらゆる原因（労働災害を除く。）により、全く働くことができない場合には、180ヶ月間保険料を納めていた場合には、保険料納付期間内に得ていた月額平均賃金の15倍を分割又は一括で受け取ることができる等、加入期間に応じた就労不能給付（Invalidity Benefit）を受け取ることができる。

中國

韓國

インドネシア

マレーシア

（社会保障施策）
ミャンマー

フィリピン

シンガポール

タイ

ニ 老齢年金（2019 年 10 月現在未施行）

老齢年金支給年齢（労働・入国管理・人口省によって定められるとされている）に達した者は、180 ヶ月間保険料を納めていた場合には、保険料納付期間内に得ていた月額平均賃金の 15 倍を分割又は一括で受けることができる等が定められているが、詳細は明らかでない。

ホ 遺族保険（2019 年 10 月現在未施行）

被保険者が老齢年金の給付を受けることができる年齢に達する前に、労働災害以外の原因により死亡した場合には、被保険者が登録した遺族（登録していない場合は、配偶者、子、両親の順位で受取人が決定する）は、上記ハの就労不能給付と同じ内容の給付を受けることができる。

ヘ 失業保険（2019 年 10 月現在未施行）

労働施策の 2 (5) を参照。

ト 労災保険（2014 年 4 月施行済）

労働施策の 3 (8) を参照。

チ 社会保障住宅等（2019 年 10 月現在未施行）

任意で社会保障住宅基金に保険料を支払った者は、社会保障住宅に関し、規則に基づき、①居住、②使用、③所有、④購入、⑤売却又は譲渡のいずれをも行うことができ、⑥購入に当たってのローンを組むことができる旨が規定されているが、詳細は明らかでない。

3 公衆衛生.....

(1) 疾病等の現状

主要疾病等に関しては、表 5-3-16 のとおり、「損傷等」が 2012 年には第 1 位となっているが、第 2 位以下は、妊娠出産に係る疾病、下痢症、ウイルス感染などの感染症が上位を占めている。

WHO の調査によると、2012 年における 10 大死因は、表 5-3-17 のとおり、脳卒中や虚血性心疾患などの循環器病の割合が高くなっている。脳・心臓に起因する疾患は、発症後における医療機関への搬送も含めた救急対応が救命率に大きく寄与するが、救急医療体制が十分に整備されていないほか、脳・心臓に関する外科手術を行うことができる医療機関や医師の数が極めて少ないとも死亡率が高い原因の一つとなっている。

また、これらの疾患は、加齢による罹患リスクが増大するほか、食事をはじめとする生活習慣による影響が大きいことから、米を主食とし、油分や塩分の多い食事を採ることが多いミャンマーの食生活面の改善を通じた予防対策の必要性も指摘されている。乳幼児や妊産婦による死亡率が近隣諸国と比較しても高く、国内での地域格差も大きいというような、感染症等の開発途上国型の疾病構造と、「生活習慣病」や社会経済の発展に伴う「外傷」などの先進国に見られるような疾病構造の両面を有していることから、国内の各レベルの保健・医療施設の緊密な連携と、地域の実情を踏まえた効率的かつ機能的な医療体制の整備、国民一人ひとりがこれに容易にアクセスできる社会保障制度の整備が急務となっている。

(2) 保健医療政策の枠組み

長期的な保健開発計画を定めた「ミャンマー・ヘルス・ビジョン 2030」は、保健開発課題について、2000 年度から 2030 年度までの間に取り組む方向性を示したもので、保健医療政策、保健分野の開発計画は、すべて同ビジョンを枠組みとして策定されている。主な目的と指標は表 5-3-18 のとおりとなっている。

(3) 保健医療行政体制

国レベルに保健・スポーツ省、地域／州レベルに地域／州保健局 (Regional/State Health Department) 、地域レベルに地域保健局 (District Health Department)

[東南アジア地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向（ミャンマー）]

表 5-3-16 主要疾病原因と割合（2008年及び2012年）

順位	原因（2008年）	割合	原因（2012年）	割合
1	ある種の感染症と寄生虫症疾患	20.5%	損傷等	10.0%
2	妊娠、分娩及び産褥期合併症	16.1%	妊娠及び分娩その他の合併症	6.9%
3	損傷等	14.3%	単胎自然分娩	6.0%
4	消化器官の疾病	8.3%	感染症と推定される下痢症、胃腸炎	5.8%
5	呼吸器疾患	5.7%	その他のウイルス感染	3.8%
6	循環器疾患	4.9%	その他の流産に終わった妊娠	2.6%
7	臨床及び診断上に発見された異常等	4.2%	胃炎及び十二指腸炎	2.4%
8	目及び付属器官の疾患	4.1%	マラリア	2.4%
9	新生児期に発生したある種の病態	4.1%	白内障及び水晶体のその他の障害	2.4%
10	泌尿・生殖器疾患	8.9%	その他の上気道感染症	2.0%
	その他の全疾患原因	8.9%	その他の全疾患原因	55.7%
	合 計	100%	合 計	100%

資料出所：Myanmar Health Statistics 2010 及び Health in Myanmar 2014

表 5-3-17 10大死亡原因（2012年）

疾患名	死亡数(単位:千人)	%
脳卒中	56.2	12.7%
下気道感染症	40.5	9.2%
虚血性心疾患	30.0	6.8%
結核	25.5	5.8%
慢性閉鎖性肺疾患	19.2	4.4%
肝硬変	15.5	3.5%
糖尿病	14.4	3.3%
ぜんそく	13.3	3.0%
下痢症	11.4	2.8%
HIV／エイズ	11.4	2.8%

資料出所：WHO Statistical Profile, 2012

表 5-3-18 ミャンマー・ヘルス・ビジョン2030の主要目標と指標

●主要目標

- 1 国民の健康状態を向上させる
- 2 感染症を公衆衛生上の問題とならないところまで低減させる
- 3 新たな問題を予測し、必要な対策を立案する
- 4 すべての国民に保健サービスを届かせる
- 5 すべての保健医療従事者職種を国内で育成する
- 6 伝統医療を近代化し広範に活用する
- 7 保健医療について国際水準での研究活動を可能にする
- 8 良質な基礎薬品及び伝統薬の十分な量を国内で生産する
- 9 時代の変化にあった保健制度を開発する

●主要指標

指標	2001年(ペースライン)	2011年	2021年	2031年
出生時平均余命（歳）	60-64	64-71	—	75-80
乳幼児死亡率（対1,000出生）	59.7	40	30	22
5歳未満児死亡率（対1,000出生）	77.77	52	39	29
妊産婦死亡率（対1,000出生）	2.55	1.7	1.3	0.9

資料出所：Health in Myanmar 2011

が置かれ、それぞれのレベルに応じた保健医療行政を担っている。

保健医療行政が地域レベルに応じて分権化されたのは、1965年であるが、財政的な分権化はなされておらず、保健・スポーツ省がそれぞれの地域／州への配分を決めている。

また、取締りや規制に関する機能についても、保健・スポーツ省が法令を策定し、地域／州レベル、県レベルの保健局はそれらの法令に基づく措置を実施するという体制を採っており、保健・スポーツ省は、病院経営の監

督や医薬品、医療材料、医療機材などの各病院への配置についても一元的に実施している。

(4) 保健医療サービスの提供体制

イ 公的保健医療施設

保健医療サービスは、大きく分けて、国レベル、地域／州レベル、タウンシップレベルに分けられている。

大都市に設置されている国レベルの総合病院、特定機能病院（小児病院、眼科病院等）と州／地域レベルで設置されている州／地域総合病院において、2次・3次医療²

■2) 1次医療とは、風邪や腹痛など日常的な疾病を対象とする医療サービスをいう。2次医療とは、虫垂炎や胃潰瘍など比較的専門性の高い外来医療や、一般的な入院医療を対象とする医療サービスをいう。3次医療とは、脳卒中や心筋梗塞、交通事故など緊急入院によって治療を受ける必要がある疾病等を対象とした特殊かつ専門的な医療サービスをいう。

中國

韓國

インドネシア

マレーシア

(ミャンマー)
(社会保障施策)

フィリピン

シンガポール

タイ

が提供されている。各タウンシップ（人口10万～20万人）では、1次・2次医療を提供するための施設として、16～25病床程度を有するタウンシップ病院が地域の状況に合わせて1カ所程度と、その下に4～7カ所の地域保健センター（Rural Health Center）が設置されている。さらに、各地域保健センターは、4カ所程度のサブセンター（Sub-Center）を管轄している。

一部の国立病院以外は、300病床未満の施設が多く、全体の3割程度はタウンシップ病院を含む50病床未満の規模の病院で、その半数がステーション病院（station hospital）と呼ばれる地域保健を担う小規模病院となっている。

このため、地方の大部分の国民に医療サービスを提供しているのは、タウンシップ病院及びステーション病院、地域保健センター（サブセンター含む。）であり、住民の医療機関へのアクセスの改善を図るために、2016年12月に策定された国家保健計画（2017～2021年）に基づき、その増強を図ることとしている。なお、これら地域の保健・医療を担う病院や保健センターについては、いずれも保健・スポーツ省の管轄下にあるものの、病院については医療サービス局、保健センターについては公衆衛生局と、省内の所管部局が異なるため、現場レベルでの連携や効果的なサービス提供に当たっての組織上の課題も多い。

また、保健・スポーツ省管轄の病院以外にも、国軍や各省庁が管轄する病院がある。国内の公的医療保健施設の設置数等の推移は表5-3-19のとおり。

□ 民間保健医療施設

保健医療サービスの提供体制は、公的保健医療施設を主に設計されているが、公的医療機関の数は十分であると

は言えないことから、民間の保健医療施設も多数存在する。

2007年に民間保健医療法が制定され、民間保健医療施設の位置付けが明確にされた後、その数も拡大し、2010年12月時点で、私立病院・クリニックは、ミャンマー全体で87総合病院、16特定機能病院、2,891総合クリニック、192特殊クリニックとなっており、保健医療サービスの提供に当たって重要な役割を担っている。しかしながら、地方部を中心に公的病院で働く現役の医師や退職した医師がアルバイト又は非常勤で勤務しているケースも多い。

2012年には外国投資法が成立し、外国資本による病院は、現地企業あるいは政府との合弁で設立することが可能となり、ヤンゴンを中心に新たな病院が増え始めており、日系の団体によるミャンマーでのクリニックの設立も検討されている。

(5) 保健医療人材の状況

保健医療従事者も含めた全ての公務員の雇用は中央政府が決定しており、保健医療従事者については、中央政府が決定した職種別雇用数について、保健・スポーツ省が州／地域への配属数を決めている。

保健医療従事者の推移は表5-3-20のとおりであるが、保健医療施設数、病床の増加に伴い、保健医療従事者も全体的に増加傾向にあり、医師数は、1988年時点と比較すると2013年には約2.6倍、看護師数は3.5倍に増加している。

しかし、人口当たりの医師数、看護師等の数は、近隣国と比較しても依然として少ない状況にあり、2016年11月時点では、総計で1,000人当たり1.33人と、WHOが推奨する2.3人を大きく下回っている。更に、これらの保健医療従事者の多くは、ヤンゴンやマンダレーなどの

表 5-3-19 公的保健医療施設数等の推移

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
病院	871	924	987	1,010	1,056
うち、保健・スポーツ省	844	897	921	944	988
うち、他省庁等	27	27	66	66	68
病床数	39,060	43,789	54,503	55,305	56,748
1次、2次保健センター	86	86	87	87	87
母子保健センター	348	348	348	348	348
地域保健センター	1,504	1,558	1,565	1,635	1,684
学校保健センター	80	80	80	80	80

資料出所：Health in Myanmar 2014

[東南アジア地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向（ミャンマー）]

表 5-3-20 保健医療従事者の推移

	(人)					
	1988年	2010年	2011年	2012年	2013年	人口1万人当たり
医師全体	12,268	26,435	28,077	28,832	31,542	6.12
うち公的医療施設	4,377	10,927	11,675	12,800	13,099	2.54
うち民間医療施設	7,891	15,508	16,402	17,032	18,443	3.58
看護師	8,349	25,644	26,928	28,254	29,532	5.74
保健助手	1,238	1,899	1,893	2,013	2,062	0.40
訪問保健師	1,557	3,344	3,371	3,397	3,467	0.67
助産婦	8,121	19,556	20,044	20,616	21,435	4.16

資料出所：Health in Myanmar 2014

都市部に集中しており、農村部での保健医療人材の不足が深刻な課題となっている。

地域保健センターやサブセンターをはじめ、病院以外の保健医療施設には医師を配置することができない状況にあり、助産師や国家資格を持たないボランティアの補助助産師が地域保健医療を支えざるを得ないことが、保健医療人材の課題となっている。

また、看護師の数が医師の数よりも少ないことも特徴的であり、保健・スポーツ省は、看護師を養成する大学や看護学校の数を増やすことを計画しており、看護師の業務を補助する専門職としての介助者（Care Giver）の養成を進めている。また、臨床工学技士をはじめとする医療スタッフの数も少なく、医療機器を適切かつ継続して使用することが困難であることから、2018年6月より、日本からの技術支援により、臨床工学技士を育成するための1年コースの新課程を開始した。

(6) 保健医療の負担と政府支出の状況

保健医療に対する政府支出は、特に2012年以降、大幅な予算増額が見られ、毎年増加してきたが、2019年度の保健・スポーツ省予算は、約1兆172億チャットと前年度予算から約1割減となっている。国家予算全体（約18兆265億チャット）に占める割合は約5.6%となっている。

医療費負担は、英国の国民保健サービスであるNHS

を受け継ぎ、政府の一般財源によるものとしてきたが、税金による公費負担のみでは、増加する医療費に対応できなくなってきたため、1992年に国民の医療費負担について定めた「Community Cost Sharing Scheme」が制定された。このスキームは、支払い能力のある国民に医療費を一部負担してもらうことが目的であり、貧困層は支払いを免除される。有料のサービスとして、臨床検査、画像診断、有料ベッド、医薬品、医療機材、医師や看護師の費用が含まれていたが、2011年以降、医師や看護師の費用は含まれなくなった。

そのため医療費全体に対する政府以外からの支出割合は、若干減少してきているが、東アジアや大洋州地域に比べて2倍近く高い状況にあり、個人負担は、医療費全体の7割近くを占めている。

こうした状況を改善すべく、保健・スポーツ省は、近年、医療費に対する個人支出の比率を抑える方針を打ち出し、主に入院患者の検査や画像診断に係るサービス及び医薬品は無料、救急外来も検査や治療に係る費用が無料となっている。外来患者への医薬品の無料化も進められており、公的病院や保健センターにおける患者負担の軽減が進められている。一方、都市部の公的病院においては、無料化が進められた結果、患者が殺到し、医師や看護師の負担増やその結果生じるサービスの低下等も指摘されている。

表 5-3-21 医療費動向

	ミャンマー		東アジア及び大洋州地域
	2010年	2016年	2016年
国内総生産に対する医療費の割合	1.9%	5.1%	6.6%
一人当たり医療費（米ドル）	15.3 ドル	62.1 ドル	638.6 ドル
全体医療費に対する個人負担割合	79.4%	74.0%	25.7%

資料出所：World Bank “Health Nutrition and Population Statistics”

中
國韓
國印
度
尼
西
亞馬
來
西
亞(社会
保障
施
策)
ミ
ヤ
ン
マ
ー菲
律
賓シン
ガ
ポ
ル泰
国

4 公的扶助（生活保護）制度

生活保護に相当する公的扶助制度ではなく、生活困窮者は家族やコミュニティに支えられながら生活することが多い。

また、国民の約9割を仏教徒が占めていることから、国内には多くの僧院が存在し、高齢者、若年者、障害者を問わず、家族等による支援を受けることができない者の生活支援を行っている。

5 社会福祉施策

(1) 高齢者福祉施策

平均寿命は、66.8歳（男性63.9歳、女性69.9歳）と、新生児死亡率等³⁾の高さが影響し、近隣諸国よりも短くなっているが、都市部と地方部における平均寿命の差も大きい。都市部と地方部における保健医療サービスの質・量の差を背景とした新生児死亡率等の差が大きな要因となっている。

また、1 (1) のとおり、ミャンマーも高齢化が進展することが指摘されており、地方部における保健医療体制の整備に加えて、高齢者医療等も大きな課題となってくることが予想される。

表 5-3-22 新生児等死亡率と平均寿命

	新生児死亡率 (1,000出生当たり)	5歳未満児死亡率 (1,000出生当たり)	平均寿命
都 市 部	41人	47人	72.1歳
地 方 部	68人	79人	65.5歳
全 体	62人	72人	66.8歳

資料出所：2014年ミャンマー国勢調査

深刻な高齢化に直面している状況にはまだないが、将来的には高齢化が予測されていることから、社会福祉・救済復興省において、高齢者の健康で活力ある生活の確保を重要課題として各種の取組を推進している。

その一つとして、高齢者向けのケアホームがある。古くから高齢者を対象としたケアホームが設けられており、現在までに国内で70以上の施設が設置され、3,000人以上の高齢者がケアを受けている。それらケアホームでは、地域や人種を問わず、社会的な問題に直面している60歳以上の高齢者がケアを受けている。

同省においては、これらのケアホームについて、施設のレベルに応じて認定を行い、食料費や住居費、職員の給料等に対して支援を行っている。認定を受けたケアホームは、現在、国内で58箇所あり、すべてのケアホームには運営委員会が組織され、高齢者に対し、食料や居住スペース、ヘルスケアが提供されている。

2013年には、同省が自ら高齢者向けのデイ・ケア・ホームを開設し、70歳以上で社会的に孤立している独居高齢者を対象に、ケアを行っている。また、高齢者を組織的にケアするため、行政職員とボランティア提供者を対象にヤンゴンにある福祉トレーニング・スクールにおいてトレーニングを行っている。

(2) 障害者保健福祉施策

全国で約230万人が視覚障害、聴覚障害、歩行障害及び記憶障害・精神障害のうち、少なくとも一つの障害を負っている。このうち、最も多くの割合を占めるのは視覚障害(2.5%)、続いて歩行障害(1.9%)、記憶障害・精神障害(1.7%)、聴覚障害(1.3%)の順となっている。

表 5-3-23 障害者の状況

障害者数	2,311,250 人
人口に占める割合(全体)	4.6%
うち、視覚障害	2.5%
うち、聴覚障害	1.3%
うち、歩行障害	1.9%
うち、記憶障害及び精神障害	1.7%

資料出所：2014年ミャンマー国勢調査

■3) 新生児死亡率は、表5-3-22のとおり、1,000出生当たり62人、5歳未満の乳幼児死亡率は、1,000出生当たり72人となっており近隣の東南アジア諸国と比較して非常に高い。

[東南アジア地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向（ミャンマー）]

社会福祉・救済復興省においては、障害者の社会参入のため、

- ① 障害者の権利の確保
 - ② 障害を理由とした差別の排除
 - ③ 障害者の尊厳と能力の向上
 - ④ 国の発展に資する障害者の公平かつ制限のない参加促進
 - ⑤ 障害者の社会的、経済的地位の向上
- に向けた取組を推進している。

具体的な取組としては、同省が運営する特殊学校において、障害のタイプに応じた支援を行っている。特殊学校は、ヤンゴン、マンダレーの都市部を中心に6校設置されており、日常生活、社会的な活動、基礎教育、高等教育に向けたサポート、基本的な職業訓練、情報技術・芸術・スポーツ教育等が提供されている。

障害者団体又は福祉団体が設置する障害者施設及び私立の障害者学校が全国で15校運営されており、特殊学校と同様の取組が行われている。

また、同省においては、これらの施設における障害者支援に資するため障害者支援に必要な技術等をとりまとめたガイドラインを作成し、各施設に提供している。

障害者を対象とする調査が2008年に行われ、当該調査の結果、全人口に占める障害者の割合は2.32%であったが、その3分の2は地方部に住んでいることが明らかとなつた。しかし、上記の特殊学校等の多くが都市部に集中しており、地方部に住む障害者はこれらの支援を十分に受けることが困難な状況にあることから、同省では国際NGOとも連携し、地方における障害者支援に向けたコミュニティベースの取組を推進している。

(3) 若年者福祉施策

社会福祉・救済復興省が中心となり、「非行の予防」と「保護」の両面からの対策を推進している。

イ 非行の予防的対策

全国70カ所に若年者センターを設置し、約7,600人の若年者を対象として、センターの活動に参画させており、それにより時間を有効に活用し、余暇を充実させ非行の防止を図っている。

また、学校に通うことができない若年者を対象に教育を提供することを目的として、夜間学校が地域の自主的な活動により実施されており、全国89カ所の夜間学校において約250人のボランティアの教員が約6,000名の生徒を対象として教育を提供している。

同省においては、教員に対する謝金の支払いや、学校運営に必要な電気代、家具備品、教材等の提供を行っている。

ロ 保護的対策

全国10カ所に若年者トレーニング・スクールを開設し、8歳～18歳の孤児や貧困家庭の子ども達、虐待を受けた子どもやストリート・チルドレン達に対し、食物や衣類、健康管理、職業訓練などを提供している。

また、地域密着型の児童保護システムとして、タウンシップレベルのソーシャルワーカーを指名し、地域の子ども達の保護を担当させている。

更に、地域のボランティア団体によって設置された若年者開発センター（全国211カ所）が行う孤児や貧困家庭の児童の保護活動に対し、財政的、技術的支援を実施している。

(4) 社会福祉サービスの向上に向けた対応

社会福祉・救済復興省は、2016年6月に国民向けに24時間対応のホットラインを首都ネピードーに開設し、災害発生時など支援が必要な者からの問い合わせ等に対応する取組を開始した。また、ヤンゴンに新たな組織（公衆関係局）を設置し、社会福祉関連の業務に従事する労働者を支援する取組を行っている。

また、同省は、ストリート・チルドレンや物乞い、障害者、浮浪者、リハビリテーションを要する者、虐待被

中
國韓
國印
度
尼
西
亞馬
來
西
亞(社会
保障
施
策)
ミ
ャ
ン
マ
ー菲
律
賓シ
ン
ガ
ポ
ル泰
國

害者等への対応を国際機関やNGOと連携し、ヤンゴン及びマンダレーなどの都市部を中心に取組を強化しているほか、地方部においては、貧困・弱者層のリスト化を行い、州政府と連携した取組を検討している。

資料出所

- 外務省ホームページ（各国・地域情勢、ミャンマー）
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/>
- 法務省ホームページ「ミャンマー連邦共和国法制度調査報告書」
<http://www.moj.go.jp/content/000110245.pdf>
- 世界銀行ホームページ
<http://www.worldbank.org/>
- ミャンマー保健・スポーツ省ホームページ
<http://www.mohs.gov.mm/>
- ミャンマー社会福祉・救済復興省ホームページ
<http://www.dsw.gov.mm>
- Myanmar statistical information service ホームページ
<http://mmsis.gov.mm/>
- 「The Republic of the Union of Myanmar Health System Review」(The Asia Pacific Observatory on Health Systems and Policies, 2014)
- 「Evaluation of the operations of the Social Security Board」(ILO Liaison Office in Myanmar)
- 「Extending the network of health care facilities of the Social Security Board」(ILO Liaison Office in Myanmar)
- World Bank (Health, Nutrition and Population)
<http://datatopics.worldbank.org/health/home>
- United Nations (World Populations Prospects)
<https://population.un.org/wpp/>